

ロイヤルクラウン 規約 第1版

第1章 総則

- 第1条 本団は、「ロイヤルクラウン」と称する。
- 第2条 ロイヤルクラウンの事務所は代表宅に置く。
- 第3条 ロイヤルクラウンは、青梅市少年軟式野球連盟に所属する。
- 第4条 ロイヤルクラウンは、代表以下監督・コーチからなる地域ボランティアの指導員（以下スタッフ）、団員と団員児童保護者で構成される父母会により運営される。（詳細第5章参照）

第2章 目的

ロイヤルクラウンは少年軟式野球チームとして団員の体力、精神力、野球技術の向上のみならず、団員がルール、マナーを守り、礼儀を重んじて思いやりの心を持つことを目指すとともに、野球本来の楽しさやスポーツ競技のもつ感動を通して豊かな情操を育み、もって団員の健全な育成を助け、あわせて団員相互の親睦を深めることを目的とする。（別に定める指導方針・厳守事項を合わせて参照の事）

第3章 性格

ロイヤルクラウンは第1章、第4条で組織され、いかなる団体からも干渉されず、また営利を目的とする行為は一切行わない。

第4章 活動

ロイヤルクラウンはスタッフの無報酬ボランティアと父母会の協力により次の活動を行う。

- (1) 監督が指定する土曜日、日曜日および祝祭日の通常練習
- (2) 青梅市少年軟式野球連盟の主催する大会および監督が参加を決定した諸大会への参加
- (3) 監督が決める練習試合
- (4) 監督が決定した野球教室の参加
- (5) 球始め(年始)/ 球納め(年末)
- (6) 記録会(年末実施)
- (7) ビューティフル青梅の日(5月)

またスタッフ、団員、父母会の相互の親睦を深めるための各種行事を行う。但し、各行事の実施にあたっては父母会の協力が不可欠であることから強制とはせず、父母会議にてその実施の要否、日時、内容等を協議し、スタッフとの合意を以って実施を決定する。参考まで主な活動事例を以下に示す。

- (1) 球始め(グラウンドに於いて、カレー等による親睦会) 1月成人の日
- (2) 親睦バーベキュー (河辺河原)
- (3) 夏合宿(夏休み期間中)
- (4) 親子ナイター(8月最後の土曜日、わかくさ公園野球場)
- (5) 球納めの会 (納会/お楽しみ会) 12月球納めの後実施
- (6) 卒団式
- (7) 大会慰労お楽しみ会
- (8) その他

第5章 組織・各担当の役割および集会

第1条 組織はスタッフ(代表、監督、コーチ)、団員、父母会で構成する。

<スタッフ>

代表： 連盟、支部との折衝にあたり、統括的な球団の運営を行う。また、事務局長を兼務する。

監督： 統括的なチームの運営を行う。

コーチ： 監督より任命され、補佐としてチームの運営を行う。

審判員： 監督より任命され、連盟の要請により、各大会に派遣される。

<団員>

団員は年長から6年生までの児童で入部承諾書を提出し受理された者。

<父母会>

団員の父母により構成され、以下の役員、係りを置く。任期は1年とする。

父母会会長： 監督推薦または父母会より選出され、監督の承認により決定する。

会の統括を行う。また、監督(スタッフ)との連絡窓口となり、団員・父母会への各種連絡を行う。

父母会副会長： 父母会より選任され、監督の承認により決定する。

父母会会計： 父母会より選出され、監督の承認により決定する。

父母会会計全般の管理を行う。年度末の監査を受けた後、球団への会計報告を提出する。

イベント係： 各種チームイベント・体験会・卒団式の主催を行う。

グラウンド担当： 若草小・今寺グラウンドの使用許可提出及び雨天時の体育館予約、グラウンド無い場合の他グラウンドの手配。

備品管理： チーム備品の在庫管理及び消耗品の補填。

コーチ： 監督より任命され、監督の指導方針に沿った練習のお手伝いをする。

スコアラー係： 父母会より選出され、練習試合、公式戦の記録をつける。また、ロイヤルクラウンホームページへの記載のため、担当スタッフにその記録をまとめて送付する。

その他必要に応じて、各種係りの選出・当番は父母会にて決定されるものとする。

第2条 総会、父母会、スタッフ会議

<総会>

総会は代表の召集により、原則として2月上旬に実施し、当該年度の活動報告、会計報告および次年度の活動方針、スタッフなどロイヤルクラウンの運営に重要な事項の承認を得ることとする。総会はスタッフおよび父母会員の3分の2が出席することで成立し、出席の半数以上の賛同により議決するものとする。また、ロイヤルクラウンの運営において必要な場合、次項のスタッフ会議の決定により臨時総会を開会することができる。

<父母会>

父母会は父母会の運営に関する協議事項が発生した場合、父母会長の召集により適宜開催する。

<スタッフ会議>

スタッフ会議はロイヤルクラウンの運営、指導方針に関する事項などを協議するため監督が必要に応じて召集する。

第6章 会費

会費は部費からなる。

<部費>

部費の内訳は以下の通り。

年払い・半年払い・月額払いを選択することができる。月末に翌月の部費を徴収する。

部費：¥2,000-(一年生は、¥1,000-) 連盟加入費、大会参加費、ボール等チームで使用する野球道具・消耗品・備品代に充てる

6年生の団員に関しては、卒団費として別途¥500/月 徴収する

第7章 入部手続きおよびユニフォーム/個人道具

- (1)規約に賛同する保護者は「承諾書」に署名、捺印の上球団代表に提出する。
- (2)部費、父母会費は入部した翌月より発生する。
- (3)スポーツ保険に加入する。入部と同時に保険代¥800を徴収する。
- (4)1部試合用ユニフォームシャツ・ヘルメットに関しては、団保有のものを貸し出す。但し帽子、アンダーシャツ、アンダーストッキング、ソックスについては各自指定の色のものを購入すること。(団で保有していれば貸し出し可能)
- (5)グローブ・スパイクについては各自で用意すること。バットについては団保有のバットを使用することも可能。

第8章 試合・練習に関する事項

第1条 通常練習の曜日・時間に関しては以下の通り。

毎週土曜・日曜・祝祭日 午前9時～午後5時

但し、第1・3土曜の練習は午後1時～午後5時

第2条 ホームグラウンドは「今寺運動場」および「若草小学校グラウンド」とする。

ホームグラウンドが他の利用状況により使用が出来ない場合は、近隣のグラウンドを確保し練習を行う。

第3条 試合の采配・練習内容はスタッフに一任する。

団員は基本的に練習および試合を休まないこと。欠席が認められるのは、

- (1)本人の病気、怪我の時
- (2)家族、親族の冠婚葬祭の時
- (3)学校行事と重複した時
- (4)その他については監督に連絡の上、相談すること。

第4条 上記理由によりやむを得ず練習・試合を休む場合は必ず監督(不在の場合はコーチ)まで原則として団員児童保護者が事前に連絡をすること。無断欠席は厳禁とする。

第5条 団員の昼食について、グラウンドの移動がある場合のみ昼食をおにぎりとする。これは移動時の時間短縮をすることが目的。

第6条 雨天等悪天候の場合、監督の判断により中止または待機の連絡を父母会長に通知し、父母会長より団員に徹底する。尚、待機についてはグラウンドの状況、天候の回復具合を見て監督が判断を下す。

第7条 練習・試合における父母会の協力について

父母会は可能な限りにおいて積極的にロイヤルクラウンの運営に協力するものとする。

グラウンド作り、後片付け、練習は基本的にスタッフと団員にて行うが、人数が少ない場合などは見学している父兄にお手伝いをお願いする場合ある。

また、審判について出来る範囲で父兄の協力を仰ぐ。

(父兄の審判講習会への参加を推奨する。)

第8条 指導方針および厳守事項

別に定める指導方針、厳守事項による。

第9章 傷病および事故に関する事項

第1条 スタッフは練習・試合中または移動時に最善の注意を払い事故防止に努める。

- 第2条 スタッフおよび児童父兄(父母会)は日ごろから団員に対しての体調管理や事故に対する指導・注意を行うこと。
- 第3条 保護者においては自宅での子供の体調に留意し、不調の場合は速やかにスタッフに申し出ること。
- 第4条 団員およびスタッフはスポーツ保険に加入する。本保険は入団と同時に加入し在団中は毎年更新する。
- 第5条 試合、練習、移動等に際し、怪我、病気などが発生した場合、スタッフは適切な応急処置、各方面への連絡を行うが、責任は負わないものとする。また、手当、通院に関わる費用は上記第4条により一部補填される。
- 第6条 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関して、国、自治体、野球連盟の規定に則り、子供達の安全を最優先に対策を講じる。

第10章 休部と退部

- 第1条 次の事項に該当する場合はスタッフ会議の結果を以って休部・退部とする。
(1)保護者から特別な理由(諸事情)で休部または退部の申し出があった場合。
(2)再三の注意にも関わらず、チーム規約に従うことが出来ない者。
- 第2条 諸事情により休部する場合は休部届を球団代表に提出すること。
- 第3条 諸事情により退部する場合は退部届けを球団代表に提出すること。
- 《特例》 指導方針に合わず、球団へ悪影響と判断した場合、スタッフで協議し退団して貰う権限を代表・監督は有する。

第11章 附 則

- 第1条 本規約の変更、追加はスタッフ会議にて決定できる。
- 第2条 本規約に定めがなく疑義が生じたときはスタッフ会議および父母会にて決定します。
- 第3条 「ロイヤルクラウン」の規約は令和4年2月1日より施行される。

以上

規約改定履歴

初版 令和4年2月1日